

各 位

平成 28 年 8 月吉日
一般財団法人神奈川県建築安全協会

一戸建て住宅に係る BELS 評価手数料減額キャンペーン実施のご案内

当協会は、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価業務について、国土交通省の平成 28 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業の一環である、「BELS 評価機関に対する評価支援事業補助金」の交付決定の通知を平成 28 年 7 月 29 日付で受領しました。これに伴い、下記のとおり一戸建て住宅に係る BELS 評価手数料を減額するキャンペーンを実施いたします。

記

【キャンペーン内容】

次の対象要件をすべて満たすものについて、BELS 評価手数料を減額し、下表の手数料を適用します。

【対象要件】

1. 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までに申請及び評価書発行が完了したものと。
2. 一戸建て住宅の申請。
3. BELS 取得に係る評価料に対して、他の補助金を受けていないもの又は受ける見込みがないもの。
※ キャンペーンの対象は、申請事業者あたり 5 件が上限になります。
※ 減額利用申請の合計額が、交付決定額に達した場合は、期日前にキャンペーンを終了いたします。

【一戸建て住宅に係る BELS 評価手数料減額キャンペーン手数料表】

(取り消し線の金額は、通常価格)

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

区 分	手 数 料		
	単独申請	併願申請 1 ※1	併願申請 2 ※2
一戸建て住宅	33,000 → 6,000	15,000 → 6,000	5,000 → 無料

※1 「併願申請 1」とは、当協会に、設計住宅性能評価（5-1 断熱等性能等級を取得）、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査、住宅性能証明（省エネ性能基準 断熱等性能等級によるもの）、現金取得者向け新築対象住宅証明（断熱等性能等級によるもの）のいずれかの申請を併せて依頼したものです。

※2 「併願申請 2」とは、当協会に、設計住宅性能評価（5-2 一次エネルギー消費量等級を取得）、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、住宅性能証明（省エネ性能基準 一次エネルギー消費量等級によるもの）、現金取得者向け新築対象住宅証明（一次エネルギー消費量等級によるもの）のいずれかの申請を併せて依頼したものです。

【本内容に関するお問合せ】

一般財団法人神奈川県建築安全協会 建築事業部住宅課 TEL：045-212-3123